淀川町内会 個人情報取扱要領

（2025 年 4 月 20 日 議決）

（目的）

第 1 条　本要領は、淀川町内会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いを図り、町内会会員個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第 2 条　本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第 3 条　個人情報の取り扱い方法は、総会資料または回覧により会員に周知する。

（個人情報の定義）

第 4 条　本要領における個人情報とは、「町内会会員名簿」（世帯カード）等として町内会長に提出された次の事項を指す。

1. 氏名・性別・続柄・生年月日・住所・電話番号
2. その他、必要な事項で同意を得た事項

（利用）

第 5 条　取得した個人情報は、次の目的に沿って利用する。

1. 会費請求、管理、その他文書の送付等
2. 町内会員名簿および地図の作成
3. 緊急時・災害時の連絡網及び要支援者リストの作成
4. 慶弔に関する在住者の確認

（管理）

第 6 条　個人情報は町内会長が保管し、適正に管理する。 2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（提供先）

第 7 条　個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に提供しない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. その他、町内会があらかじめ決定した公共的な目的による提供先からの依頼があった場合